

富山県警察本部訓令第1号

富山県警察における個人情報の管理に関する訓令を次のように定める。

令和5年1月31日

富山県警察本部長 杉本 伸正

富山県警察における個人情報の管理に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、富山県警察(以下「県警察」という。)が保有する個人情報等の管理について必要な事項を定めることにより、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び富山県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年富山県条例第47号。以下「条例」という。)並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第1項に規定する個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (2) 保有個人情報 法第60条第1項に規定する保有個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (3) 個人情報ファイル 法第60条第2項に規定する個人情報ファイルをいう。
- (4) 本人 法第2条第4項に規定する本人をいう。
- (5) 行政機関等匿名加工情報 法第109条第1項に規定する行政機関等匿名加工情報をいう。
- (6) 行政機関等匿名加工情報ファイル 法第60条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルをいう。
- (7) 個人関連情報 法第2条第7項に規定する個人関連情報をいう。
- (8) 個人情報等 個人情報、仮名加工情報(法第73条第1項に規定する仮名加工情報をいう。次号において同じ。)、行政機関等匿名加工情報等(法第121条第2項に規定する行政機関等匿名加工情報等をいう。次号において同じ。)、匿名加工情報(法第123条第1項に規定する匿名加工情報をいう。次号において同じ。)及び個人関連情報をいう。
- (9) 保有個人情報等 保有個人情報、仮名加工情報、行政機関等匿名加工情報等、匿名加工情報及び個人関連情報をいう。
- (10) 行政文書 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第2条第2項に規定する行政文書をいう。

- (11) 公文書 富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第2条第2項に規定する文書をいう。
- (12) 個人情報取扱事務 条例第3条第1項に規定する個人情報取扱事務をいう。
- (13) 個人番号 番号利用法第2条第8項に規定する個人番号をいう。
- (14) 特定個人情報 番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報をいい、死亡した者の個人番号を含む。
- (15) 個人番号関係事務 番号利用法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。
（総括個人情報等管理者）

第3条 県警察に、総括個人情報等管理者を置き、警務部長をもって充てる。

- 2 総括個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 保有個人情報等の管理に関する規程類の整備に関すること。
 - (2) 保有個人情報等の管理に関する事務の指導監督に関すること。
 - (3) 第11条第1項に規定する個人情報取扱事務に関する個人情報取扱事務登録簿の整備に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。
- 3 総括個人情報等管理者は、この訓令による保有個人情報等の管理の状況について監査し、及び個人情報等管理者から報告を求めることができる。
（副総括個人情報等管理者）

第4条 県警察に、副総括個人情報等管理者を置き、警務部警察相談課長をもって充てる。

- 2 副総括個人情報等管理者は、総括個人情報等管理者を補佐する。
（個人情報等管理者）

第5条 所属に、個人情報等管理者を置き、所属長をもって充てる。

- 2 個人情報等管理者は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 当該所属の保有する保有個人情報等の取扱いの制限に関すること。
 - (2) 個人情報取扱事務登録簿並びに第12条に規定する個人情報ファイル簿及び行政機関等匿名加工情報管理簿の作成に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、当該所属における保有個人情報等の管理に関する事務の総括に関すること。
（個人情報等管理担当者）

第6条 個人情報等管理者は、当該所属の職員のうちから、個人情報等管理担当者を指名する。

- 2 個人情報等管理担当者は、個人情報等管理者の命を受け、この訓令による当該所属の保有する保有個人情報等の適切な管理に必要な事務を行う。
- 3 個人情報等管理担当者は、富山県警察における文書管理に関する訓令（平成14年富山

県警察本部訓令第11号。以下「文書管理訓令」という。) 第7条に規定する文書管理担当者をもって充てる。

(富山県警察個人情報等管理委員会)

第7条 保有個人情報等の管理に関する重要事項を審議するため、県警察に、富山県警察個人情報等管理委員会を置く。

2 富山県警察個人情報等管理委員会の委員長は、総括個人情報等管理者をもって充てる。

3 富山県警察個人情報等管理委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(警察職員の責務)

第8条 職員は、法及び条例並びに番号利用法の趣旨にのっとり、この訓令並びに総括個人情報等管理者、個人情報等管理者及び個人情報等管理担当者の指示に従い、保有個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(正確性の確保)

第9条 職員は、保有個人情報の内容が事実でないと認められたときは、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の実態と合致するよう、当該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

(取扱いの制限)

第10条 個人情報等管理者は、職員(保有個人情報等の取扱いに従事する派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。))を含む。以下同じ。)がその業務の目的以外の目的で保有個人情報等を取り扱うことのないよう、教育の実施その他必要な措置を講じるものとする。

2 個人情報等管理者は、保有個人情報等及び当該保有個人情報等が記録されている行政文書について、その内容に応じ、次の事項を定めて職員に遵守させるものとする。

(1) 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容

(2) 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項

(3) 取り扱うことができる場所並びに特定個人情報及びそれが記録されている行政文書にあつては、特定個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の特定個人情報の安全の確保に係る事態の発生を防止するために当該場所について講ずる物理的措置

(4) 保存すべき場所

(5) 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項

(個人情報取扱事務登録簿)

第11条 個人情報等管理者は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、条例第3条第1項に規定する個人情報取扱事務登録簿(以下「登録簿」という。)を作成し、副総括個人情報等管理者を経由して総括個人情報等管理者に送付するものとする。

この場合において、総括個人情報等管理者は、速やかに、当該登録簿を一般の閲覧に供するとともに、当該登録簿の写しを富山県知事（以下「知事」という。）に送付するものとする。

- 2 登録簿を作成した個人情報等管理者は、当該登録簿の記載事項を変更しようとするときには、改めて登録簿を作成し、速やかに、副総括個人情報等管理者を経由して総括個人情報等管理者へ送付するものとする。この場合において、総括個人情報等管理者は、速やかに、当該登録簿を一般の閲覧に供するとともに、当該登録簿の写しを知事に送付するものとする。
- 3 登録簿を作成した個人情報等管理者は、当該個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに、副総括個人情報等管理者を経由して総括個人情報等管理者へ通知するものとする。この場合において、総括個人情報等管理者は、遅滞なく、当該登録簿を削除するとともに、知事に通知するものとする。

（個人情報ファイル簿及び行政機関等匿名加工情報管理簿）

第12条 個人情報等管理者は、法75条に規定する個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する事務を行う個人情報ファイルを保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイルごとに個人情報ファイル簿を作成し、副総括個人情報等管理者を経由して総括個人情報等管理者に送付するものとする。この場合において、総括個人情報等管理者は、遅滞なく、当該個人情報ファイル簿を一般の閲覧に供するとともに、当該個人情報ファイル簿を知事に送付するものとする。

- 2 個人情報等管理者は、個人情報ファイル簿の記載事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を副総括個人情報等管理者を経由して総括個人情報等管理者に通知するものとする。この場合において、総括個人情報等管理者は、遅滞なく、当該個人情報ファイル簿を修正して一般の閲覧に供するとともに、修正した当該個人情報ファイル簿を知事に送付するものとする。

また、個人情報ファイルに記録される保有個人情報を用いて、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、直ちに、法第117条各号に規定する行政機関等匿名加工情報の概要等を、副総括個人情報等管理者を経由して総括個人情報等管理者に通知するものとし、総括個人情報等管理者は、遅滞なく、当該個人情報ファイル簿を修正して一般の閲覧に供するとともに、修正した当該個人情報ファイル簿を知事に送付するものとする。

- 3 個人情報等管理者は、個人情報ファイル簿により公表する個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルの本人の数が1,000人を下回ったときは、遅滞なく、副総括個人情報等管理者を経由して総括個人情報等管理者に通知するものとする。この場合において、総括個人情報等管理者は、一般の閲覧に供している当該個人情報ファイル簿を削除するとともに、知事に通知するものとする。
- 4 個人情報等管理者は、行政機関等匿名加工情報の適切な管理のため必要と認めるとき

は、当該所属の保有する行政機関等匿名加工情報ファイルごとに行政機関等匿名加工情報管理簿を備えるものとする。

(廃棄及び削除)

第13条 個人情報等管理者は、保有個人情報等が記録されている行政文書を廃棄するときは、溶解その他漏えい防止のための措置を講じるものとする。

2 個人情報等管理者は、保有個人情報等が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報等を削除するものとする。

(特定個人情報の取扱い)

第14条 特定個人情報は、特定個人情報を取り扱う各所属の個人情報等管理者が当該所属の職員のうちから指定する事務取扱担当者が取り扱うものとする。

2 特定個人情報の事務取扱担当者は、個人番号関係事務のため、職員、扶養親族その他の個人（以下この項において「職員等」という。）に個人番号の提供を求めるときは、当該職員等に対し当該個人番号の利用目的をあらかじめ明示するものとする。

3 特定個人情報の事務取扱担当者は、個人番号関係事務を行うために提供を受けた特定個人情報を、当該個人番号関係事務の用に供する目的以外の目的のために利用してはならない。

4 前3項に定めるもののほか、特定個人情報の取扱いに関し必要な事項は、総括個人情報等管理者が定める。

(業務の委託)

第15条 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託するときは、委託契約に次に掲げる事項を定めるとともに、委託先における責任者及び業務従事者による個人情報等の管理体制、個人情報等の管理の状況についての検査その他個人情報等の適切な取扱いのために必要な事項について、書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。次条において同じ。）で確認するものとする。

(1) 秘密の保持及び個人情報等の目的外利用の禁止に関する事項

(2) 個人情報等の加工、複製等の禁止又は制限に関する事項

(3) 再委託（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）の禁止又は制限に関する事項

(4) 個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報等の安全の確保に係る事態が生じた場合の措置に関する事項

(5) 個人情報等の安全管理措置に関する事項

(6) 法令及び契約に違反した場合における契約の解除及び損害賠償責任に関する事項

(7) 契約内容の遵守の状況についての定期報告に関する事項及び委託先における委託さ

れた個人情報等の取扱い状況を把握するための監査等に関する事項（再委託先の監査等に関する事項を含む。）

(8) 前各号に掲げるもののほか、受託者が講ずべき個人情報等の適切な管理のための措置に関する事項

- 2 保有個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報等の秘匿性及び重要性等その内容やその量等に応じて、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報等の管理の状況について、少なくとも年1回以上、確認するものとする。
- 3 委託先において、保有個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報等の秘匿性及び重要性に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施するものとする。保有個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 4 前項前段に規定する場合において、再委託される業務が個人番号関係事務であるときは、再委託先において当該業務に係る特定個人情報の適切な管理が図られることを確認した上で、再委託の許諾を行うかどうかを判断するものとする。個人番号関係事務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 5 保有個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務その他個人情報等の適切な取扱いのために必要な事項を明記するものとする。
- 6 保有個人情報等の取扱いに係る業務を委託する場合には、委託する業務の内容及び保有個人情報等の秘匿性等を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講じるものとする。
(提供の際の措置)

第16条 個人情報等管理者は、利用目的のために又は法第69条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、次の措置を講じるものとする。

- (1) 提供先に対し、提供に係る個人情報の利用の目的及び方法その他の必要な事項について記載した書面の提出を求めること。
 - (2) 提供先が提供に係る個人情報の適切な管理のために講じた措置の状況を確認するため調査すること。
 - (3) 提供先の利用目的及び保有個人情報の秘匿性等を考慮し、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講じること。
- 2 個人情報等管理者は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人

関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。)において、必要があると認めるときは、次の措置を講じるものとする。

- (1) 提供先に対し、提供に係る個人関連情報の利用の目的及び方法その他の必要な事項について記載した書面の提出を求めること。
- (2) 提供先が提供に係る個人関連情報の適切な管理のために講じた措置の状況を確認するため調査すること。

(漏えい等発生時の措置)

第17条 職員は、保有個人情報等の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報等の安全の確保に係る事態(次項から第5項までにおいて「漏えい等」という。)が生じたときは、直ちに、その旨を個人情報等管理者に報告するものとする。

- 2 個人情報等管理者は、前項に規定する報告を受けたときは、速やかに、漏えい等が生じた旨を総括個人情報等管理者に報告するとともに、その原因を調査するものとする。
- 3 個人情報等管理者は、漏えい等が法第68条第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちにその旨を総括個人情報等管理者に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講じるものとする。
- 4 個人情報等管理者は、漏えい等が番号利用法第29条の4第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちにその旨を総括個人情報等管理者に報告するとともに、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講じるものとする。
- 5 前2項に定めるもののほか、個人情報等管理者は、漏えい等の発生又は再発の防止に資するため、第2項の調査の結果に基づき、保有個人情報等の管理の方法の改善に必要な措置を講じるとともに、当該調査の結果及び講じた措置の内容を総括個人情報等管理者に報告するものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、個人情報等管理者は、法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者(以下この項において「契約締結者」という。)から、当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理に支障が生じるおそれがある旨の報告を受けたときは、直ちにその旨を総括個人情報等管理者に報告するとともに、当該契約締結者が当該行政機関等匿名加工情報の管理の方法の改善のために講じた措置を確認し、総括個人情報等管理者に報告するものとする。

(補則)

第18条 この訓令に定めるもののほか、保有個人情報等の管理に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 前項に定めるもののほか、個人情報が記録されている公文書の廃棄その他の管理につ

いては文書管理訓令によるものとし、警察情報システム等に係る個人情報の情報セキュリティについては富山県警察における情報セキュリティに関する訓令（平成30年富山県警察本部訓令第1号）による。

- 3 総括個人情報等管理者は、この訓令の運用に関し疑義があるときはこれを裁定するほか、この訓令の運用に関し必要な細目を定めることができる。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。